

**内外から評価される監査役、責任のとれる監査役へ**

**監査役監査基準全面的に改定される**

社団法人日本監査役協会（会長：吉井毅・新日鐵常任監査役）は、監査役監査基準を全面的に改定し、公開した（日本監査役協会ホームページ <http://www.kansa.or.jp>、「月刊監査役」3月号参照）。

協会は、昨年12月から本年1月にかけて監査役監査基準の公開草案を公表し、監査役・関係団体・一般からの意見を求めており、今回の改定監査役監査基準は多くの意見を踏まえたものとなっている。意見の大半は改定の方角を支持しており、今後の監査役監査実務への確実な展開を期待させるものであった。

「監査役監査基準」は昭和50年に制定されて以降、広く監査役の監査実務基準として活用され、監査役実務をリードする役割を果たしてきた。しかしながら、近時、監査役の機能強化を図る商法改正が行われる一方、監査役設置会社に対峙する形となる委員会等設置会社の選択を認める商法改正が行われるなど、コーポレートガバナンスにおける監査役の役割について期待感と共にその責務の果たし方への問いかけもあった。

こうした状況を受け、日本監査役協会では30年ぶりに監査役監査基準の全面改定に着手し、このほど成案を得、公表に至ったものである。

改定監査役監査基準では「内外から評価される監査実務のあり方」「責任のとれる監査のあり方」の明示を目指しており、監査役の基本責務を「取締役の職務執行を監査することにより企業不祥事を防止し、健全で持続的な成長を確保担保すること」としてコーポレートガバナンスにおける監査役の位置付けを明確に謳っている。

また今回の改定では、監査役がその職責を有効に果たすためには取締役、とりわけ代表取締役の役割が重要であることを明示している。すなわち取締役・代表取締役が、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、自らの職責として監査役監査の環境整備を行うことが要請されているとしている。

日本監査役協会では、今後3月に東京、名古屋、大阪で解説会を行うと共に、4月13日の2500人余の監査役が集う全国会議の主要テーマとして取り上げるなど監査役監査実務の普及に力を入れていくこととしている。

本件に関する問い合わせ先

日本監査役協会

〒100-0005

東京都千代田区丸の内1-9-1  
丸の内中央ビル13階

電話 03-5219-6125

企画部 新谷、森山